



年金は未納者が増加していると聞いたけど…大丈夫なの？

96%の人が保険料を納付して公的年金に参加されています！

入っていますか

国民年金



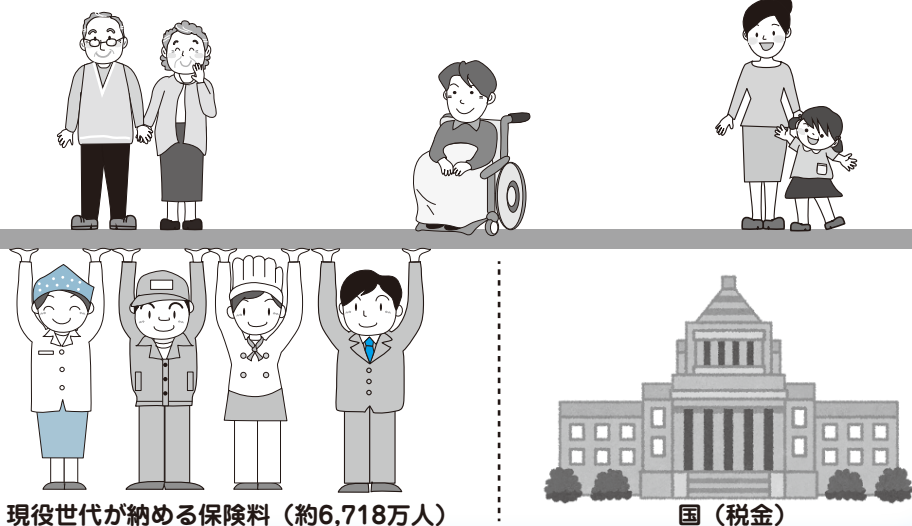
自分や愛する家族のために知ってください！ 公的年金のこと

世代と世代の支え合い

老齢年金
(約3,927万人)

障害年金
(約201万人)

遺族年金
(約614万人)



公的年金の仕組み

公的年金制度は、現役世代が納めた保険料によって、今の高齢者の年金が支給され、今の現役世代が高齢者になった時は、子ども世代が納めた保険料が年金の支給に充てられるという「**世代と世代の支えあい**」を基本に運営されています。保険料以外にも国庫(=税金)や積立金が年金の給付に充てられています。

厚生年金、国民年金、共済年金を合わせた公的年金加入者全体を見ると、**約96%**の人が保険料を納付し、公的年金制度に参加しています。

！納め忘れがある人に朗報 ～後納制度(平成27年9月末までの措置)

平成27年9月30日(納付期限)までの間に限り、過去10年間の未納の保険料について、**申し込みをして審査通過後**に納付することが可能です。

●後納制度のメリット

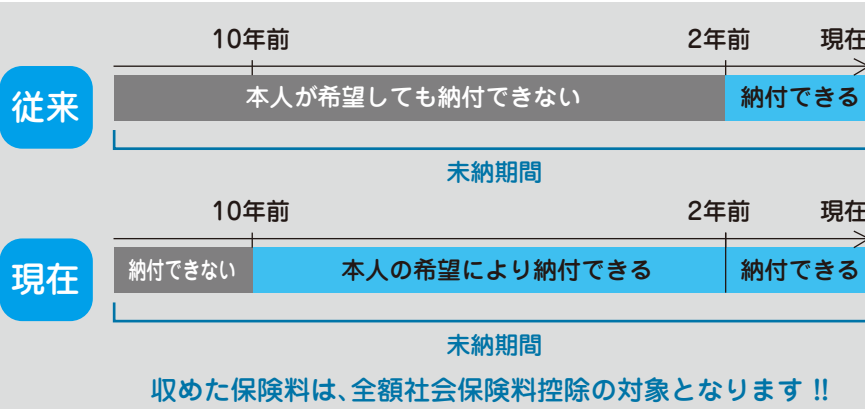
- 将来受け取る**年金額を増額**できます！
- 現時点で受給資格がない人も、老齢年金の**受給資格を得られる可能性**があります！

●注意！

- すでに**老齢基礎年金を受けている人は対象外**です。
- 3年度以前の期間は当時の保険料に**加算金**がつかます。
- 納める際は、過去10年以内の未納となっている**最も古い月の分**から納付することになります。

申し込みと問い合わせ

- 日本年金機構 越谷年金事務所 ☎048-960-1190(代表) ※4ページに地図を掲載しています。
- 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050



A stylized illustration of a building with a flat roof and a grid of windows, and a calculator with a display screen and buttons.

国民年金保険料の納付が困難なとき

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、**保険料の納付が免除または猶予される制度**があります。申請書受付日から2年1か月さかのぼっての申請もできます。年金手帳や必要書類を持参の上、越谷年金事務所か草加市役所保険年金課で手続きをしてください。日本年金機構での**所得要件等の審査で認められれば**免除制度が適用されます。

学生納付特例

- 在学中の保険料納付が猶予されます
学生納付特例の期間は、年金を受けるための期間として計算されますが、老齢年金額には反映されません。
- 所得審査対象：本人のみ
- 主な必要書類
在学期間が確認できる学生証や在学証明書

若年者納付猶予

- 30歳未満の人の保険料納付が猶予されます
納付猶予の期間は、年金を受けるための期間として計算されますが、老齢年金額には反映されません。
- 所得審査対象：本人・配偶者
- 主な必要書類
失業特例を受ける人は離職票や雇用保険受給資格者証など

申請免除

- 保険料の全額や一部が免除されます
全額免除や一部免除を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べて将来の老齢年金額が少なくなります。
- 所得審査対象：本人・配偶者・世帯主
- 主な必要書類
失業特例を受ける人は離職票や雇用保険受給資格者証など

法定免除

- 障害年金(1級・2級)や生活扶助を受給している人の保険料が免除されます
保険料を全額納付したときに比べて将来の老齢年金額が少なくなります。
- 主な必要書類
障害年金受給者は障害年金証書

国民年金の給付

老齢基礎年金

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を終身にわたって受け取ることができます。

●支給要件

- ①受給資格期間
保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間が**25年以上**であること。
- ②支給開始年齢
65歳。ただし、支給の**減額繰上げ、増額繰下げ**の制度があります。

平成27年度支給額	年 額	月 額
満額 (40年間納付した場合)	78万100円	6万5008円
25年間 (300月納付した場合)	48万7600円	4万633円

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったとき、**子(※)のある妻・夫および子**は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

※子…18歳に到達した年度末までの子または20歳未満で障害年金1・2級に該当する障がいの状態にある子

●支給要件

- ①短期要件または長期要件に該当すること
・短期：被保険者が死亡したとき、または被保険者であった**60歳以上65歳未満**の人で**国内に住所を有する人**が死亡したとき。
・長期：**老齢基礎年金の受給権者**または**受給資格期間を満たしている人**が死亡したとき。
- ②死亡日の前日において次のいずれかの保険料納付要件に該当すること
・死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち、**保険料を2/3以上納めている**(免除・猶予も含む)こと。
・死亡日の前々月までの**1年間に保険料の滞納がない**(免除・猶予も含む)こと。

平成27年度支給 年額78万100円(月額6万5008円)+子の加算(※)

※子の加算…1・2人目まで：22万4500円 3人目以降：7万4800円

障害基礎年金

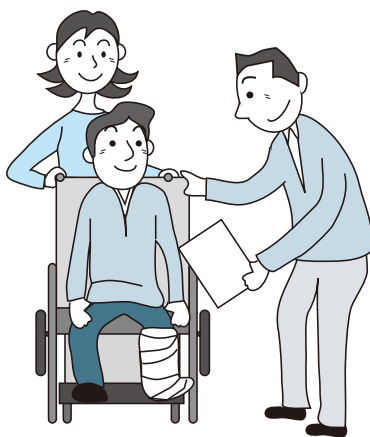
病気やけがで障がいが残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

●支給要件

- ①初診日において、被保険者であるか、または被保険者であった人であって**60歳以上65歳未満**の国内居住者であること
- ②次のいずれかの**保険料納付要件**に該当すること(20歳前に初診日がある人を除く)
・障がいのもとになった病気やけがで初めて診療を受けた日(初診日)の前日において、**初診日の前々月までの加入期間の2/3以上の期間の保険料を納めている**(免除・猶予期間も含む)こと。
・初診日の前日において、**初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がない**(免除・猶予期間も含む)こと。
- ③障害認定日(※)において障がいの程度が**障害年金1級・2級に該当**すること
※障害認定日：**初診日から1年6か月**経過した日。その間に治った場合は治った日(症状が固定した日)
<20歳前傷病による障害…初診日において20歳未満であった人が、20歳に達した日において障害年金1・2級の障がいの状態にある時などは、障害基礎年金が支給されます。>

平成27年度支給額	1級	年額97万5100円(月額8万1258円)+子の加算(※)
	2級	年額78万100円(月額6万5008円)+子の加算(※)

※子の加算…1・2人目まで：22万4500円 3人目以降：7万4800円



20歳前傷病による障害基礎年金受給者の皆さんへ

20歳前傷病による障害基礎年金を受給している人は、毎年7月に所得状況届(または診断書)が日本年金機構から送付されます。提出期限は7月31日です。忘れずに草加市役所保険年金課年金窓口へ持参か郵送してください。

年金受給者の皆さんへ ～こんな時は、こんな手続きを！～

誕生月がきたとき	住所や年金の受取先を変えるとき	年金を受けている人が亡くなったとき
年金受給権者現況届の提出	年金受給権者住所・ 支払機関変更届の提出	年金受給権者死亡届の提出
●住民票コードを収録済の人は、原則提出が不要です。 ●住民票コードが未収録の人、加給年金を受けている人などは、毎年誕生月に日本年金機構から現況届が送付されます。必要事項を記入し、日本年金機構へ返送してください。	●平成23年7月1日から、住民票コードを収録済の人は、住所変更届の提出が不要となりました。 ●住民票コードを未収録の人などは、今まで通り住所変更届の提出が必要です。 ●年金の受取先を変更する場合は、支払機関変更届を年金事務所まで提出してください。	●平成23年7月1日から、住民票コードを収録済の人は、死亡届の提出が不要となりました（死亡の事実があってから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出をした場合に限りです）。 ●上記以外の場合は、死亡届の提出が必要です。 ※死亡届の提出が不要な人でも、加入していた年金の種類などによって遺族が年金を受給できる可能性があります。詳細は年金事務所に問い合わせてください。

※自分の住民票コードが収録されているか不明な人は、越谷年金事務所に問い合わせてください。

東日本大震災により被災された被保険者の皆さんへ（国民年金保険料免除のお知らせ）

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた人は、**本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除**になります。なお、国民年金保険料の免除および学生納付特例を審査するときは、所得の審査をしないことになります。

対象期間や申請手続きについては、越谷年金事務所または保険年金課年金係に問い合わせてください。

○福島県内の次の市町村が対象です	田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町	双葉郡楢葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内町 双葉郡大熊町	双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村（以上12市町村）
------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---



問い合わせ先一覧

●日本年金機構 越谷年金事務所
厚生年金・国民年金に関する問い合わせ
〒343-8585 越谷市弥生町16-1越谷ツインシティBシティ3階
☎048-960-1190（代表） FAX048-960-7220
月曜日（祝日の場合は翌日）8:30～19:00
火～金曜日 8:30～17:15
休日相談日（第2土曜日） 9:30～16:00

「国民年金の納付書を郵送してほしい」「私の年金額はいくら？」
「納め忘れていた保険料はあるかしら？」などの問い合わせや
年金に関する書類の再発行を希望するときは、越谷年金事務所へ

＜電車の場合＞
東武スカイツリーライン
越谷駅東口から徒歩2分

＜車の場合＞
越谷駅東口駐車場を利用してください

●草加市役所 保険年金課年金係
国民年金に関する問い合わせ
〒340-8550 草加市高砂1-1-1
☎048-922-1596（直通） FAX048-922-3178
月・火・木・金曜日 8:30～17:00 水曜日 8:30～21:00
日曜日 9:00～12:30

＜おもな対応業務＞
・国民年金への加入（付加年金も含む）受付
・国民年金の免除申請や学生納付特例申請の受付
・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求書受付 など

※水曜日17：00～21：00と日曜日9：00～12：30の間は越谷年金事務所が閉庁のため、詳細情報が確認できず、後日の来庁をお願いすることがあります。

●ねんきんダイヤル

- ・ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ
☎0570-058-555
- ・一般的な年金相談に関する問い合わせ
☎0570-05-1165

●日本年金機構ホームページ

- ・年金加入者・受給者に関する情報が豊富！
- ・年金Q&Aもあります
- ・年金額の簡易試算もできます！
<http://www.nenkin.go.jp>

国民年金に上乗せ！国民年金基金とは？

国民年金基金は、国からのバックアップを受けている公的な年金制度です。将来、国民年金に上乗せして受け取ることができます。また、国民年金基金の掛け金は、税法上、全額が社会保険料控除の対象です。

詳しい問い合わせは、以下までどうぞ！

埼玉県国民年金基金
〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル2階
<http://www.kokunenkin.or.jp>

☎ 0120-65-4192
☎ 048-838-7575
FAX 048-838-7570

